

国民健康保険税の改正

国民健康保険は、被保険者のみなさんにご負担いただく保険税と国の補助金等によって運営されています。

国民健康保険の健全な運営を図るため税率を次のとおり見直しました。

◎医療分における税率等を引き下げ

医療分における、被保険者の所

得に對してかかる所得割の税率、均等割および平等割の税額を引き下げました。

◎課税限度額を引き上げ

地方税法施行令の改正に伴い、医療分の課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を13万円から14万円に、介護分の課税限度額を10万円から12万円に引き上げました。

改正後の税率		
医療分	改正前	改正後
所得割	7.1 / 100	7.0 / 100
均等割	26,000円/人	25,000円/人
平等割	21,100円/世帯	20,000円/世帯
限度額	50万円	51万円
後期高齢者支援金分		
所得割	2.4 / 100	2.4 / 100
均等割	7,500円/人	7,500円/人
平等割	6,300円/世帯	6,300円/世帯
限度額	13万円	14万円
介護分		
所得割	1.9 / 100	1.9 / 100
均等割	8,900円/人	8,900円/人
平等割	5,900円/世帯	5,900円/世帯
限度額	10万円	12万円

税率改正前後の試算額

例) 夫婦2人加入

- 夫の所得 年金収入 260万円
(所得割算定基礎額 260万-120万-33万=107万)
 - 妻の所得 年金収入 70万円
(所得割算定基礎額 70万-120万=0)
- ※夫婦は65歳以上で介護分については年金より特別徴収とする。

【改正前】 年税額 195,900円
 【改正後】 年税額 191,800円
 195,900-191,800=4,100円 月々 約341円の減額

改正前		
	医療分	支援金分
所得割	(107万×7.1%) 75,970 (26,000×2名)	(107万×2.4%) 25,680 (7,500×2名)
均等割	52,000	15,000
平等割	21,100	6,300
	149,070	46,980 (100円未満切捨)
年税額	149,000	46,900
	195,900円	

改正後		
	医療分	支援金分
所得割	(107万×7.0%) 74,900 (25,000×2名)	(107万×2.4%) 25,680 (7,500×2名)
均等割	50,000	15,000
平等割	20,000	6,300
	144,900	46,980 (100円未満切捨)
年税額	144,900	46,900
	191,800円	

問い合わせ 税務課市民税係
 ☎65-0679 ☎63-4574

例) 夫婦と子ども2人 計4人加入

- 夫の所得 営業所得 200万円
(所得割算定基礎額 200万-33万=167万)
- 妻・子どもの所得はなし
※夫婦は40歳以上65歳未満で介護保険2号被保険者とする

【改正前】 年税額 375,300円
 【改正後】 年税額 368,600円
 375,300-368,600=6,700円 月々 約558円の減額

改正前			
	医療分	支援金分	介護分
所得割	(167万×7.1%) 118,570 (26,000×4名)	(167万×2.4%) 40,080 (7,500×4名)	(167万×1.9%) 31,730 (8,900×2名)
均等割	104,000	30,000	17,800
平等割	21,100	6,300	5,900
	243,670	76,380	55,430 (100円未満切捨)
年税額	243,600	76,300	55,400
	375,300円		

改正後			
	医療分	支援金分	介護分
所得割	(167万×7.0%) 116,900 (25,000×4名)	(167万×2.4%) 40,080 (7,500×4名)	(167万×1.9%) 31,730 (8,900×2名)
均等割	100,000	30,000	17,800
平等割	20,000	6,300	5,900
	236,900	76,380	55,430 (100円未満切捨)
年税額	236,900	76,300	55,400
	368,600円		

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

国民健康保険加入者の方は、事前に申請し認定されることにより、入院をされたときの高額療養費および食事代について、窓口の支払いが自己負担限度額となる制度を設けています。

限度額適用を受けようとする方は申請が必要となります。また、今まで認定証をお持ちの方も有効期限が7月31日ですので、改めて申請が必要です。

申請方法については次のとおりです。

- 申請場所 保険年金課または旧支所の地域市民センター
- 持参するもの 保険証 課税証明書(平成23年1月1日に甲賀市に住所のない方) ※8月以降に申請を受付します。 なお、70歳以上の国民健康保険前期高齢者の方の「限度額適用・標準負担額減額認定証」についても同様に申請が必要です。

国民健康保険高齢受給者証を更新します

現在、お使いいただいている高齢受給者証の有効期限が7月31日であるため、8月1日よりお使いいただく新しい証を7月下旬にお手元に郵送でお届けします。

お手元に証が届きましたら、お名前等間違いがないか確認の上、大切に保管してください。 また、受診をされるときは保険証とあわせて必ず病院の窓口へ提示をお願いします。

問い合わせ 保険年金課国保年金係
 ☎65-0688 ☎63-4618

国民健康保険加入の方へ 一部負担金の支払いが猶予又は免除されます

一定の要件を満たした場合、医療機関の窓口でお支払いいただく医療費の一部負担金が7月1日から、支払い猶予又は免除されます。

通院医療費の支払いを猶予

国民健康保険に加入の世帯主が次のいずれかに該当した場合、被保険者の通院医療費(保険対象分)の支払いが最長6ヶ月間猶予されます。猶予された医療費は、猶予期間終了後、市へお支払いいただくこととなります。

- ◆世帯主の要件
 - (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき
 - (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき
 - (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき

入院医療費の支払いを免除

国民健康保険に加入の世帯主が前の(1)から(3)のいずれかに該当し、世帯主と被保険者の収入合計が次の基準以下である場合、入院医療費(保険対象分)の支払いが最長3ヶ月間免除されます。申請は1ヶ月単位の更新となります。

- ◆収入合計の基準 世帯主と被保険者全員の収入合計が生活保護法に定める「生活扶助、教育扶助、住宅扶助」に相当する金額の合算額以下であり、かつ、預貯金とその3ヶ月分以下である場合

- ◆申請 申請には、入院している事実がわかるもの、生活状況がわかるもの、預金通帳、等の書類が必要です。詳しくは右記までお問い合わせ下さい。

後期高齢者医療保険制度のお知らせ

平成23年度後期高齢者医療保険料額を決定しました。平成22年分の所得が確定したことにより、後期高齢者医療制度の被保険者の方の保険料の本算定を行いました。平成23年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知を郵便でお送りします。

●保険料の額は？

保険料の額は、所得に応じて納めていただく「所得割額」と、所得にかかわらずお一人おひとりに均等に納めていただく「均等割額」の合計額になります。平成23年度の保険料は、平成22年中の所得に基づいて計算します(下図参照)。

●保険料の支払方法は？

「特別徴収」と「普通徴収」があります。通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払い(年金天引き)いただけます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただけます。

★年金天引きを中止し、口座振替による納付方法に変更される場合は申請が必要です。

保険料の納め忘れはありませんか？

この制度では、被保険者のお一人おひとりから保険料を納付いただいています。お手元に納付書や督促状がないか、もう一度確認いただき、未納の保険料があれば早急にお納めいただきますようお願いいたします。

※保険料の未納が続きますと、保険証の有効期限が短くなる場合がございますので注意ください。

【保険料額の計算】

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額 } 38,645\text{円} + \left(\text{平成22年中の総所得金額等} - \text{基礎控除額 } (33\text{万円}) \right) \times \text{所得割率 } 7.18\%$$

問い合わせ 保険年金課 ☎65-0688 ☎63-4618